

特に遺言書を残しておく必要性が高い人



【遺言書作成の目的】

- ①遺言者の最終意思の実現 ②相続トラブルの発生防止
- ③円滑な相続手続の実現 ④残された人への最後の手紙

1 独身で子どもがいない人・相続人がいない人



遺言書がある場合	遺言書がない場合
遺言で指定した任意の人や団体に財産を渡すことができます。	父母や兄弟姉妹でもめたり、国庫に帰属することになる場合があります。

2 夫婦間に子どもがいない人



遺言書がある場合	遺言書がない場合
長年連れ添った配偶者に全ての財産を相続させることができます。	配偶者と遺言者の父母や兄弟が遺産分割協議を行う必要があります。

3 相続人同士の仲が良くない人



遺言書がある場合	遺言書がない場合
遺産相続上の争いを極力回避することができます。	遺産分割協議が整わず、調停や訴訟になることがあります。

4 相続人同士の仲が良い人



遺言書がある場合	遺言書がない場合
引き続き、良好な関係を築いていける可能性が高くなります。	相続をきっかけに遺産争いでもめる可能性が十分にあります。

5 不動産を所有している人



遺言書がある場合	遺言書がない場合
相続登記の手続をスムーズに行うことができます。	相続登記の手続に遺産分割協議書等多くの書類が必要となります。

“いつか”ではなく、“いま”残しませんか

